

(保 204)

平成 25 年 1 月 29 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの利用状況等の報告について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきましてご案内申し上げ、中医協の議論を経て、原則として平成 24 年 9 月 30 日時点で特例取扱いを利用している保険医療機関についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日まで 6 か月間、期間を延長することとなり、現在、添付資料の「特例措置概要」にあるとおり保険医療機関向けに 25 項目の特例取扱いが利用されているところであります。

今般、平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いを中医協等で検討するにあたって、詳細な利用状況を把握する必要があり、平成 24 年 10 月 1 日以降に特例取扱いを利用した保険医療機関に対して、平成 25 年 2 月 8 日（金）までに利用状況の報告をお願いすることとなりましたので、ご連絡申し上げますとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

添付資料の「特例措置概要」により、現在ご利用されている特例措置をご確認いただき、それぞれの措置に応じた別紙 1～12 及び様式 1～5 により、ご利用状況をご報告ください。ご利用実績のない特例措置につきましては、廃止となることが予想されますので、各医療機関におかれましては、大変ご面倒でご負担が生じることとなりますが、よろしくご対応くださいますようお願いいたします。

なお、3 月上旬の中医協において検討する予定となっていることから、ご報告の期間が大変短くなっておりますので、ご注意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況等について
(平 25. 1. 25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)